

千葉県犯罪被害者等支援推進会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉県の犯罪被害者等支援の推進に当たり、有識者から広く意見を聴取するため、「千葉県犯罪被害者等支援推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

なお、推進会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関の性質を有しない。

(委員の所掌事務)

第2条 推進会議委員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」の推進に当たり、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、犯罪被害者等支援の推進に必要な事項。

(組織及び委員)

第3条 推進会議は、6名以内の委員をもって構成し、生活安全・有害鳥獣担当部長が就任を依頼する。

- 2 委員の構成は、別に定める。
- 3 委員の任期は、5年とする。ただし、本要綱制定後、初回の任期については、令和10年3月31日までとする。
- 4 任期中に委員が欠けた場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は再任されることができる。

(座長及び副座長)

第4条 推進会議に座長と副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は推進会議の議事を進行し、副座長は座長を補佐し座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 推進会議は、必要に応じて、生活安全・有害鳥獣担当部長が招集する。

(会議の公開)

第6条 推進会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、推進会議において、会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- (1) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して、審議を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な議事運営等に著しい支障が生ずると認められる場合

（会議公開の方法）

- 第7条 推進会議を開催するに当たり、事前に会議名、開催日時、開催場所、議題、傍聴に関する事項、問合せ先を、県ホームページに掲載し、県民への周知を図る。
- 2 推進会議の公開は、会場の大きさにより一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。
 - 3 傍聴手続は、別に定める。

（会議結果の公開）

- 第8条 推進会議の結果については、同会議の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合を除き、原則公開とし、会議終了後、県ホームページに掲載する。

（事務局）

- 第9条 推進会議の事務局は、千葉県環境生活部くらし安全推進課に置く。

（その他）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行する。